

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 17 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 4 月 1 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 57 条、第 57 条の 2、第 57 条の 3 第 1 項、第 58 条第 3 項、第 61 条の 2 及び第 273 条の改正規定並びに第 125 条中、第 57 条の 3 第 1 項又は第 3 項の規定により発売する場合の改正規定については、令和 5 年 4 月 1 日乗車となるものから適用する。なお、第 57 条の 2 第 1 号ロは、○印の急行列車が令和 5 年 3 月 31 日乗車となるものまで適用とする。

令和 5 年 2 月 21 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 21 条第 2 項第 1 号を以下のとおり改める。

- (1) 普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券（第 57 条第 1 項第 1 号ハの規定により 2 人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1 個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。）は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。

第 57 条第 1 項第 1 号ハを次のとおり改める。

### ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合又は第 181 条第 1 項ただし書の規定により 2 人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1 個の寝台を使用する場合であつて、一方の旅客に寝台を指定しないとき（寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。）に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

第 57 条の 2 第 1 号の表を以下のとおり改める。

急 行 列 車	乗 継 駅
新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）

同条第 2 号中、「ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、」を「ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、」に改める。

第 57 条の 3 第 1 項本文中、「ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b に定める列車に乗車する場合及び別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。」を「ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の(b)の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。」に改める。

同条第 1 項第 1 号イを次のとおり改める。

- イ ロ以外の場合  
別表第 1 号の 3 に掲げる期間内の日であるとき

同条同項同号ロ中、「次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき」を「次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき」に改める。

同条同項第 2 号イを次のとおり改める。

- イ ロ以外の場合  
別表第 1 号の 4 に掲げる期間内の日であるとき

同条同項第 3 号を次のとおり改める。

- (3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき
  - イ ロ以外の場合  
別表第 1 号の 5 に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

1月1日から同月6日まで

4月27日から5月6日まで

8月10日から同月19日まで

12月28日から同月31日まで

同条第2項第1号中、「ホ、へ、ト及びチ」を削り、「リ」を「ホ」に繰り上げる。

同条同項第7号の次に次を追加し、第8号を第9号に繰り下げる。

(8) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間

第58条第3項第1号中、「別表第1号の3」を「別表第1号の6」に改める。

第61条の2を次のとおり改める。

（乗継座席指定券の発売）

第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。

第84条第2号ロを次のとおり改める。

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 130円

(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 160円

(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 180円

第125条第1項第1号イの(イ)を次のとおり改める。

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 400 円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第 2 号ナの 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 400 円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

d 第 57 条第 7 項の規定により東京・博多間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

a の規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

b の規定により計算した額とする。

(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第 2 号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ネに定める額から同区間に対する別表第 2 号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間か

ら最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第7項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。

(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。

この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。

(②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特

## 急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

### (③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。

g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

cの規定により計算した額とする。

(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

#### ① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

#### ② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

h 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対して a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a の(a)、c の(a)又は g の(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及び a の(b)、c の(b)又は g の(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(i)の a の(a)、c の(a)又は g の(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及び a の(b)、c の(b)又は g の(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金  
東京・新青森間の乗車区間に対して第 1 項第 1 号イの(i)の a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。

② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金  
七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(i)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。

③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金  
七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(i)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。

j 第 57 条の 3 第 4 項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券(第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金

a、c 又は g の規定により計算した額とする。

同条同項同号ロ及びハを次のとおり改める。

ロ 新幹線以外の線区

(i) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i、j 及び k 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

(①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める

料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	601 キロ メートル 以上
料 金	円 1, 290	円 1, 730	円 2, 390	円 2, 730	円 2, 950	円 3, 170	円 3, 490	円 3, 830

(2) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1) の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(3) (2) の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金

(1) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1 人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の①の(1)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 1, 560	円 1, 800

b 第 57 条の 3 第 2 項第 2 号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金

560円とする。

c 第 57 条の 3 第 2 項第 3 号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に



400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地 帯	25 キロ メートル まで
料 金	円 1,070

- ② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで
料 金	円 330	円 530

- d 第 57 条の 3 第 2 項第 4 号の規定により発売する特別急行券

- (a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	30 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで
料 金	円 330	円 660

- (b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

- ① 小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、330円とする。

- ② ①以外の指定席特急料金

- (①) (②)以外の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。

- (②) 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- ③ 立席特急料金及び自由席特急料金

330円とする。

- (c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。
- e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、130円とする。
- f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。
- g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

- h 第57条の3第2項第9号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後

に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するもの

にあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

- (d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

- (e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがつて乘車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

- (f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがつて乘車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

- i 特別急行列車成田エクスプレス号に乘車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

- (a) (b)以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

- (b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

- (a) 指定席特急料金

- ① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同

条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。また、第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料 金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の 3 第 4 項の規定により発売するものを除く。）

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

k 第57条の 3 第 2 項第 8 号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

1,290 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,090 円とする。また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,490 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,690 円とする。

② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

760 円とする。

(p) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上
料 金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、(a)の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

aの(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料 金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1, 050 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、520 円とする。

(c) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地 帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キ ロ メートル まで	150 キ ロ メートル まで	200 キ ロ メートル まで	300 キ ロ メートル まで	301 キ ロ メートル 以上
料 金	円 1, 030	円 1, 280	円 1, 530	円 1, 730	円 2, 330	円 2, 730	円 2, 930	円 3, 130

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キ メートル まで	50キ メートル まで	75キ メートル まで	100キ メートル まで
料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

第130条第1項第1号イの(ニ)を次のとおり改める。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は500円とする。

営業キロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190



b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 2,080	円 4,760	円 6,150

d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 2,800	円 4,190

e 特別急行列車 36 ぷらす 3 号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

同条同項同号ロの(ニ)及び(ホ)を次のとおり改める。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は1,000円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
1室当りの料金 (設備定員4 人)	円 2,600	円 5,600	円 8,380

b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室

(a) スイート

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050
---------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(b) DXスイート

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 125,720	円 127,810	円 129,900	円 132,000

c 特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室 (2 人用、4 人用、6 人用) (1 人当たりの料金とする)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル2+以上
料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1 人当たりの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1人用個室
料 金	円 137,500

b ロイヤルツイン

	2人用個室
料 金	円 91,670

c ザ・スイート

	2人用個室
料 金	円 366,670

d a に規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最大1名)ごとに35,650円とする。

e c に規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名)ごとに95,740円とする。

第139条の4中、「第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する」を「第57条の2第1号に規定する」に改める。

第 140 条を次のとおり改める。

(鉄道駅バリアフリー料金)

第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

- (1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）
- (2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 5 号から第 10 号及び同条第 2 項の区間にかかるものに限る。）

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第 1 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 280 円

3 箇月 790 円

6 箇月 1,420 円

(2) 前項第 2 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 300 円

3 箇月 900 円

6 箇月 1,800 円

第 273 条第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項に繰り上げる。

第 295 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のとおり改める。

(1) 普通入場券

イ ロ及びハ以外の駅

大人 150 円

小児 70 円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 150 円

小児 70 円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 140 円

小児 70 円

(2) 定期入場券

- イ ロ及びハ以外の駅
  - 大人 4,620 円
  - 小児 2,310 円
- ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅
  - 大人 4,280 円
  - 小児 2,140 円
- ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅
  - 大人 4,260 円
  - 小児 2,130 円

別表第 1 号地方交通線の線名及び区間の行留萌線中、「深川・留萌」を「深川・石狩沼田」に改める。

別表第 1 号の 2 の次に次を追加し、別表第 1 号の 3 を別表第 1 号の 6 に繰り下げる。

別表第 1 号の 3

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ）

2023 年	4 月	10 日から 13 日まで、17 日から 20 日まで、24 日から 27 日まで
	5 月	8 日から 11 日まで
	6 月	1 日、5 日から 8 日まで、12 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで
	7 月	3 日から 6 日まで、10 日から 13 日まで、18 日から 20 日まで
	8 月	28 日から 31 日まで
	9 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、19 日から 21 日まで、25 日から 28 日まで
	10 月	2 日から 5 日まで
	11 月	-
	12 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、18 日から 21 日まで
2024 年	1 月	9 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで、29 日から 31 日まで
	2 月	1 日、5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、26 日から 29 日まで
	3 月	-

別表第 1 号の 4

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項 第 2 号イ）

2023 年	4 月	1 日、2 日
	5 月	-
	6 月	-
	7 月	14 日から 17 日まで、28 日から 30 日まで
	8 月	4 日から 6 日まで、9 日、12 日、14 日、15 日、19 日、20 日、25 日から 27 日まで
	9 月	15 日から 18 日まで
	10 月	6 日から 9 日まで、13 日から 15 日まで、20 日から 22 日まで、27 日から 29 日まで
	11 月	2 日から 5 日まで、10 日から 12 日まで、17 日から 19 日まで、22 日から 26 日まで
	12 月	28 日、31 日
2024 年	1 月	2 日、5 日
	2 月	9 日から 12 日まで
	3 月	22 日から 31 日まで

別表第 1 号の 5

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項 第 3 号イ）

2023 年	4 月	28 日から 30 日まで
	5 月	1 日から 7 日まで
	6 月	-
	7 月	-
	8 月	10 日、11 日、13 日、16 日
	9 月	-
	10 月	-
	11 月	-
	12 月	29 日、30 日
2024 年	1 月	3 日、4 日
	2 月	-
	3 月	-

別表第 2 号イの 6 を次のとおり改める。

別表第 2 号イの 6

【第 79 条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)

区 間	運賃
東 京・西 船 橋	310
上 野・成 田	940
上 野・下総松崎	940
上 野・安 食	940
上 野・小 林	940
鶯 谷・成 田	940
鶯 谷・下総松崎	940
鶯 谷・安 食	940
鶯 谷・小 林	940
日 暮 里・成 田	940
日 暮 里・下総松崎	940
日 暮 里・安 食	940
三 河 島・成 田	940
三 河 島・下総松崎	940
三 河 島・安 食	940
南 千 住・成 田	940
南 千 住・下総松崎	940
南 千 住・安 食	940
北 千 住・成 田	940
北 千 住・下総松崎	940
綾 瀬・成 田	940
綾 瀬・下総松崎	940
亀 有・成 田	940
金 町・成 田	940
新 宿・高 尾	570
新 宿・西八王子	570
新 宿・八 王 子	490
新 宿・豊 田	490
新 宿・日 野	490
新 宿・拝 島	480
新 宿・昭 島	480
新 宿・中 神	480
大 久 保・高 尾	570
大 久 保・西八王子	570
大 久 保・八 王 子	490
大 久 保・豊 田	490
大 久 保・拝 島	480

区 間	運賃
渋 谷・桜 木 町	480
渋 谷・横 浜	400
渋 谷・東神奈川	400
渋 谷・新 子 安	400
恵 比 寿・横 浜	400
恵 比 寿・東神奈川	400
目 黒・横 浜	400
新 橋・久 里 浜	940
新 橋・衣 笠	940
新 橋・横 須 賀	940
新 橋・田 浦	820
新 橋・東 逗 子	820
新 橋・逗 子	820
浜 松 町・久 里 浜	940
浜 松 町・衣 笠	940
浜 松 町・横 須 賀	820
浜 松 町・田 浦	820
浜 松 町・東 逗 子	820
浜 松 町・逗 子	820
田 町・久 里 浜	940
田 町・衣 笠	940
田 町・横 須 賀	820
田 町・田 浦	820
田 町・東 逗 子	820
田 町・逗 子	820
高輪ゲートウェイ・久 里 浜	940
高輪ゲートウェイ・横 須 賀	820
高輪ゲートウェイ・田 浦	820
高輪ゲートウェイ・東 逗 子	820
品 川・久 里 浜	940
品 川・衣 笠	820
品 川・横 須 賀	820
品 川・田 浦	820
品 川・東 逗 子	820
品 川・逗 子	730
品 川・横 浜	300
品 川・東神奈川	300

区 間	運賃
西 大 井・久 里 浜	940
西 大 井・衣 笠	820
西 大 井・横 須 賀	820
西 大 井・田 浦	820
西 大 井・逗 子	730
西 大 井・横 浜	300
西 大 井・東神奈川	300
西 大 井・新 子 安	300
武蔵小杉・衣 笠	820
横 浜・田 浦	480
横 浜・逗 子	350
横 浜・鎌 倉	350
保土ヶ谷・逗 子	350
名 古 屋・岡 崎	620
名 古 屋・西 岡 崎	620
名 古 屋・安 城	480
名 古 屋・三河安城	480
名 古 屋・東 刈 谷	480
名 古 屋・野田新町	480
名 古 屋・尾張一宮	300
名 古 屋・岐 阜	470
名 古 屋・桑 名	350
名 古 屋・朝 日	480
名 古 屋・富 田	480
名 古 屋・富 田 浜	480
名 古 屋・四 日 市	480
尾 頭 橋・岡 崎	620
尾 頭 橋・安 城	480
尾 頭 橋・三河安城	480
尾 頭 橋・東 刈 谷	480
尾 頭 橋・岐 阜	540
金 山・岡 崎	620
金 山・安 城	480
金 山・三河安城	480
金 山・名 古 屋	170
金 山・尾張一宮	370
金 山・岐 阜	540

大久保・昭島	480
東中野・高尾	570
東中野・西八王子	570
東中野・八王子	490
東中野・豊田	490
東中野・拝島	480
中野・高尾	570
中野・西八王子	570
中野・八王子	490
高円寺・高尾	570
高円寺・八王子	490
阿佐ヶ谷・高尾	570
阿佐ヶ谷・八王子	490
渋谷・吉祥寺	220

品川・新子安	300
大井町・久里浜	940
大井町・衣笠	820
大井町・横須賀	820
大井町・田浦	820
大井町・逗子	730
大井町・横浜	300
大井町・東神奈川	300
大井町・新子安	300
大森・衣笠	820
大森・横須賀	820
大森・横浜	300
大森・東神奈川	300
蒲田・衣笠	820

熱田・安城	480
枇杷島・岐阜	430
八田・富田	480
八田・富田浜	480
八田・四日市	480
春田・富田浜	480
春田・四日市	480
蟹江・四日市	480
大阪・京都	570
大阪・西大路	570
大阪・桂川	570
大阪・向日町	570
大阪・高槻	280
大阪・摂津富田	280

(円)

区間	運賃
大阪・JR総持寺	270
大阪・神戸	450
大阪・元町	410
大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	450
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410
北新地・灘	410
北新地・摩耶	410
北新地・六甲道	410
北新地・宝塚	330
北新地・中山寺	330
新福島・神戸	450
新福島・元町	410
新福島・三ノ宮	410
新福島・灘	410
新福島・摩耶	410
新福島・六甲道	410

区間	運賃
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720
茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100
西大路・元町	1,100
西大路・三ノ宮	1,100
京都・神戸	1,100
京都・元町	1,100
京都・三ノ宮	1,100
京都・灘	1,100
京都・摩耶	1,100
京都・城陽	370
京都・JR小倉	300
京都・新田	300
京都・奈良	720
東福寺・JR小倉	300

区間	運賃
南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	890
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	890
鶴ヶ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870
杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870
浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870
堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870
三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870

新福島・宝塚	330	東福寺・新田	300
新福島・中山寺	330	東福寺・奈良	720
海老江・神戸	440	稲荷・新田	300
海老江・元町	410	塚本・神戸	450
海老江・三ノ宮	410	塚本・元町	410
海老江・灘	410	塚本・三ノ宮	410
海老江・摩耶	410	塚本・宝塚	330
海老江・宝塚	330	尼崎・神戸	420
海老江・中山寺	330	JR難波・奈良	570
御幣島・神戸	440	JR難波・郡山	570
御幣島・元町	410	今宮・奈良	570
御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570
御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	500
加島・神戸	440	東部市場前・郡山	500
加島・元町	410	平野・奈良	500
加島・三ノ宮	410	加美・奈良	500
新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	500
新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	500
新大阪・高槻	270	天王寺・郡山	500
東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	890
東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	890
東淀川・高槻	270	天王寺・六十谷	890
吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870
吹田・神戸	720	美章園・和歌山	890
岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	890
岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870
岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870
千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	890
千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	890
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870
茨木・神戸	720		

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号フの2中、別表の次に次を追加する。

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。



別表第2号ヨの2中、別表の次に次を追加する。

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号レを次のとおり改める。

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西船橋	9,340	26,650	44,870
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日 暮里・成 田	27,530	78,480	134,640
日 暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日 暮里・安 食	26,610	75,850	134,640
三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640
三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640
南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640
北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
北 千 住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640
綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640
金 町・成 田	25,660	73,110	134,640
新 宿・高 尾	17,030	48,540	81,740
新 宿・西八王子	17,030	48,540	81,740
新 宿・八 王 子	14,690	41,870	70,530
新 宿・豊 田	14,690	41,870	70,530
新 宿・日 野	14,690	41,870	70,530
新 宿・拜 島	14,360	40,930	68,930

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
渋 谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
渋 谷・横 浜	12,010	34,260	57,700
渋 谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
渋 谷・新子安	12,010	34,260	57,700
恵比寿・横 浜	12,010	34,260	57,700
恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
目 黒・横 浜	12,010	34,260	57,700
新 橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
新 橋・衣 笠	27,860	79,410	136,240
新 橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
新 橋・田 浦	23,300	66,410	118,620
新 橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
新 橋・逗 子	23,300	66,410	118,620
浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
浜松町・衣 笠	27,860	79,410	136,240
浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620
浜松町・田 浦	23,280	66,330	118,620
浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
浜松町・逗 子	23,280	66,330	118,620
田 町・久里浜	27,860	79,410	136,240
田 町・衣 笠	27,860	79,410	136,240
田 町・横須賀	23,280	66,330	118,620
田 町・田 浦	23,280	66,330	118,620
田 町・東逗子	23,280	66,330	118,620
田 町・逗 子	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・久里浜	27,860	79,410	136,240
高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・田 浦	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620
品 川・久里浜	27,860	79,410	136,240

新宿・昭島	14,360	40,930	68,930
新宿・中神	14,360	40,930	68,930
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930
中野・高尾	17,030	48,540	81,740
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中野・八王子	14,690	41,870	70,530
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060

品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
品川・田浦	23,280	66,330	118,620
品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・逗子	21,800	62,120	105,790
品川・横浜	8,670	24,740	41,670
品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
品川・新子安	8,670	24,740	41,670
大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
大森・横浜	8,670	24,740	41,670
大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240
西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620
西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620
西大井・田浦	23,280	66,330	118,620
西大井・逗子	21,800	62,120	105,790
西大井・横浜	8,670	24,740	41,670
西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西大井・新子安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620
横浜・田浦	14,360	40,930	68,930
横浜・逗子	10,350	29,510	49,680
横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260

区間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・元町	12,530	35,720	68,440
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
大阪・灘	12,530	35,720	67,560
大阪・摩耶	12,530	35,720	67,560
大阪・六甲道	12,530	35,720	65,560
大阪・宝塚	10,230	29,170	55,250
大阪・中山寺	10,230	29,170	55,250
北新地・神戸	13,760	39,220	69,210
北新地・元町	12,530	35,720	68,440
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
北新地・灘	12,530	35,720	67,560
北新地・摩耶	12,530	35,720	67,560
北新地・六甲道	12,530	35,720	65,560
北新地・宝塚	10,230	29,170	55,250
北新地・中山寺	10,230	29,170	55,250
新福島・神戸	13,760	39,220	69,210

名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710
金山・安城	14,430	41,120	69,260
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870
熱田・安城	14,430	41,120	69,260
枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380
八田・富田	14,430	41,120	69,260
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260
八田・四日市	14,430	41,120	69,260
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260
春田・四日市	14,430	41,120	69,260
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260
大阪・京都	16,840	47,970	85,320
大阪・西大路	16,840	47,970	82,520
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780
大阪・高槻	8,530	24,320	43,730
大阪・摂津富田	8,530	24,320	43,730
大阪・JR総持寺	8,230	23,460	43,730
大阪・神戸	13,760	39,220	69,210

新福島・元町	12,530	35,720	68,440
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
新福島・灘	12,530	35,720	67,560
新福島・摩耶	12,530	35,720	67,560
新福島・六甲道	12,530	35,720	65,560
新福島・宝塚	10,230	29,170	55,250
新福島・中山寺	10,230	29,170	55,250
海老江・神戸	13,450	38,340	69,210
海老江・元町	12,530	35,720	68,440
海老江・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
海老江・灘	12,530	35,720	67,560
海老江・摩耶	12,530	35,720	67,560
海老江・宝塚	10,230	29,170	55,250
海老江・中山寺	10,230	29,170	55,250
御幣島・神戸	13,450	38,340	68,120
御幣島・元町	12,530	35,720	67,900
御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
御幣島・宝塚	10,230	29,170	55,250
加島・神戸	13,450	38,340	68,120
加島・元町	12,530	35,720	67,670
加島・三ノ宮	12,530	35,720	66,530
新大阪・京都	16,840	47,970	81,650
新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
新大阪・高槻	8,230	23,460	43,730
東淀川・京都	16,840	47,970	80,780
東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
東淀川・高槻	8,230	23,460	43,730
吹田・京都	16,840	47,970	80,780
吹田・神戸	20,280	57,820	104,540
岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540
岸辺・元町	20,580	58,700	104,540
岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540
千里丘・元町	21,330	60,810	104,540
千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540
茨木・神戸	21,540	61,380	107,850

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
-----	-----	-----	-----

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
-----	-----	-----	-----

茨木・元町	21,540	61,380	107,850
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540
茨木・灘	20,900	59,550	104,540
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・元町	23,020	65,620	117,220
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・元町	31,580	90,050	158,400
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・神戸	31,580	90,050	158,400
京都・元町	31,580	90,050	158,400
京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・灘	31,580	90,050	158,400
京都・摩耶	31,580	90,050	158,400
京都・城陽	11,220	31,970	60,180
京都・JR小倉	9,210	26,250	47,520
京都・新田	9,210	26,250	47,520
京都・奈良	20,580	58,690	110,880
東福寺・JR小倉	9,210	26,250	47,520
東福寺・新田	9,210	26,250	47,520
東福寺・奈良	20,580	58,690	110,880
稲荷・新田	9,210	26,250	47,520
塚本・神戸	13,760	39,220	68,120
塚本・元町	12,530	35,720	67,670
塚本・三ノ宮	12,530	35,720	67,560
塚本・宝塚	10,230	29,170	55,250
尼崎・神戸	12,840	36,600	68,120
JR難波・奈良	16,840	47,970	90,940
JR難波・郡山	16,840	47,970	90,940
今宮・奈良	16,840	47,970	90,940
新今宮・奈良	16,840	47,970	90,940
東部市場前・奈良	15,450	44,040	80,150
東部市場前・郡山	15,450	44,040	80,150
平野・奈良	15,450	44,040	80,150

南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470
鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	134,640
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640
鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	133,710
長居・和歌山	25,930	73,900	134,640
長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	134,640
長居・六十谷	24,240	69,100	130,920
我孫子町・和歌山	25,600	72,940	134,640
我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	134,640
我孫子町・六十谷	23,860	68,050	128,900
杉本町・和歌山	25,160	71,660	134,640
杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	133,710
杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470
浅香・和歌山	24,760	70,530	133,710
浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	130,920
堺市・和歌山	24,240	69,100	130,920
堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	128,900
三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	128,900
百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470

加 美・奈 良	15,450	44,040	80,150
久 宝 寺・奈 良	15,450	44,040	80,150
天 王 寺・奈 良	15,450	44,040	80,150
天 王 寺・郡 山	15,450	44,040	80,150
天 王 寺・和 歌 山	26,020	74,160	140,510
天 王 寺・紀伊中ノ島	26,020	74,160	140,510
天 王 寺・六 十 谷	25,930	73,900	134,640
天 王 寺・紀 伊	24,760	70,530	133,710
美 章 園・和 歌 山	25,930	73,900	134,640
美 章 園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640
美 章 園・六 十 谷	25,600	72,940	134,640
美 章 園・紀 伊	23,860	68,050	128,900
南 田 辺・和 歌 山	25,930	73,900	134,640
南 田 辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640
南 田 辺・六 十 谷	25,160	71,660	134,640

(注) 第 140 条第 1 項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第 2 号ネを次のとおり改める。

別表第 2 号ネ

【125条 (のぞみ号等)】

新幹線指定席特急料金

(円)

	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	6,030	6,030	6,030	4,360	2,720	2,610									
西明石	6,560	6,560	6,130	4,460	2,720	2,610	2,610								
姫路	6,560	6,560	6,560	4,460	3,490	2,610	2,610	2,610							
岡山	7,100	7,100	7,100	5,230	4,360	3,380	3,380	3,380	2,610						
福山	7,310	7,310	7,310	5,890	4,570	4,460	4,460	3,380	3,380	2,610					
広島	7,880	7,880	7,880	6,230	5,340	5,230	5,230	4,460	4,460	3,380	3,380				
徳山	8,630	8,630	8,630	6,870	6,000	5,890	5,230	5,230	5,230	4,460	3,380	2,610			
新山口	9,190	9,190	8,630	6,870	6,340	5,890	5,890	5,890	5,230	4,460	4,460	3,380	2,610		
小倉	9,730	9,730	9,190	7,410	6,340	6,230	6,230	5,890	5,890	5,230	5,230	4,460	3,380	2,610	
博多	9,730	9,730	9,730	7,980	6,770	6,230	6,230	6,230	6,230	5,890	5,230	4,460	3,380	3,380	2,610